

平成十九年三月二十七日受領
答弁第一三〇号

内閣衆質一六六第一三〇号

平成十九年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員長妻昭君提出手抜き答弁書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出手抜き答弁書に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の平成十九年の質問主意書については、質問事項につき調査を行うことは膨大な作業を要するところから、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の規定に従い、また、平成十六年八月及び平成十八年六月の衆議院議院運営委員会理事会における質問主意書制度に関する合意（以下「理事会合意」という。）等を踏まえ、「お答えすることは困難である」旨の答弁をしたものである。

二について

政府としては、理事会合意がなされて以降は、当該合意も踏まえて答弁をしているところである。

三について

二についてでお答えしたとおり、政府としては、理事会合意がなされて以降は、当該合意も踏まえて個々の答弁書の閣議決定を行っており、それとは別に、質問主意書に対する答弁について、特段の意思決定を行ったことはない。

四について

二についてでお答えしたとおり、政府としては、理事会合意があったことから、当該合意も踏まえて答弁をしているところである。

五について

政府としては、従来より、国会法の規定等に従い、質問主意書に対する答弁をしてきたところであるが、理事会合意がなされて以降は、当該合意も踏まえて答弁をしているところである。

六について

政府としては、理事会合意がなされて以降は、当該合意も踏まえて答弁をしているところであり、その趣旨をお答えした質問主意書に対する答弁書は存在する。